

目次

地方自治の推進	1
1. 市民参加の推進.....	1
2. 審議会等の運営.....	1
3. 選挙投票率向上の取組み.....	3
4. 公共施設の利用.....	4
安全・安心で暮らしやすいまちづくり	5
1. 公共交通.....	5
2. 公務員宿舎跡地の再開発について.....	6
3. 空き家の実態把握と対策強化.....	7
環境に配慮した住みやすいまちづくり	8
1. 「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取組みを進める.....	8
2. ごみ減量に向けて.....	10
3. 有害化学物質の削減について.....	12
安全・安心な食	13
1. 有機農業の推進について.....	13
2. ゲノム編集食品の取り扱いについて.....	14
福祉の充実	15
1. 高齢者福祉.....	15
2. 障害児・障害者福祉.....	19
こどもがすこやかに育つ環境づくり	22
1. こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取組みを進める.....	22
2. 不登校支援対策のさらなる充実.....	24
3. 外国につながる児童生徒への支援.....	24
4. 保育・幼児教育環境の充実.....	26
5. よりよい学校給食をめざす.....	27
6. 子どもの権利について.....	28
人権を守るためのとりくみ	29
1. 人権を守ることに関して、よりいっそうの取組みをすすめる.....	29
2. 「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する.....	29
3. 同性カップル、事実婚カップルの暮らしやすさを支援する.....	30
4. LGBTQを含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるようにする.....	30
5. 生活困窮者への支援.....	31
東海第二原発の避難受入自治体として再稼働問題への取組み	32

2026年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

地方自治の推進

地方自治の基本は、情報公開と市民参加であると考えている。この点で来年度に向け、市民参加制度の条例化と具体的な市民の参加について、提案します。

1. 市民参加の推進

1) 市民参加推進に関する指針の条例化

条例化については、市の運営体制に変化があったとしても、変わらず市民参加が維持継続できるよう策定の検討を始める。

【回答：企画経営課】

「つくば市市民参加推進に関する指針」の運用により対応できる範囲が一定程度あることから、条例化は最優先ではないと考えています。引き続き、市民参加が意義ある取組となるよう、必要に応じて、「市民委員意見交換会」や「市民委員アンケート」等の実施により検証を行いつつ、市民参加の推進を図っていきます。

2) 指針の自己評価として、職員アンケートを実施する。

市民参加は、庁内横断的な取り組みや職員の意識化が必須である。事業評価を行うマネジメントシートの中に市民参加の欄が段階別に設けられているのは、市民の市政への参加を重要視していると評価する。来年度は現状認識のために“市民参加について”職員一人ひとりにアンケートを実施する。

【回答：企画経営課】

「つくば市市民参加推進に関する指針」を踏まえた取組をより一層進めるに当たり、職員一人一人の理解の深化は重要と考えます。方法については、「市民意見交換会」等で得られた改善提案や市民参加の実施事例の庁内共有、職員アンケートの実施も含め、適切かつ効果的な手法を検討し、理解の定着と取組の質の向上につなげていきます。

2. 審議会等の運営

1) 審議の充実

①新たな委員には、事前に今までの内容の共有を徹底する。

上位計画の説明、協議の背景なども含める。

②熟議のために開催回数を増やす。

③全ての委員が発言し議論が深まるように、必要に応じて少人数のグループワークを行う。

【回答：総務課】

審議の充実①については、会議での役割を十分に果たしてもらえるように、事前説明の実施の徹底が必要と考えます。引き続き、適切な実施がなされるよう職員へ周知していきます。

審議の充実②③については、会議の目的や開催に必要な準備時間を考慮し、各担当部署及び各審議会等で判断すべきものと考えます。

2) 委員の公募に関して、市民委員の選考方法の見直しを行う。

市民委員の募集及び登録要綱の第4条(委員等の募集)4には「選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする」とあるが、市民委員には市民感覚を活かした意見を表明して欲しいため、小論文で審査するのではなく、応募動機の記載にとどめる。

【回答：企画経営課】

市民委員の選考方法については、「つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱」第4条第4項のとおり、小論文や面接は必須事項ではなく所管部署の判断で実施しているため、会議の目的に即して適切に設定するよう職員へ周知しています。

3) 議員、事業者、団体などが参加するいわゆる「充て職」の委員が、継続して委員となっている場合や複数の会議の委員を兼任している場合が散見される。このような委員の再任、併任については、出来るだけ重複を避け、団体の長に限らず、団体から適任者の推薦を受けるなど多様な委員構成に努める。

【回答：総務課】

審議会等の委員は、事業の内容や性質に応じ、専門知識や豊富な経験、多角的な視点を持つ方を担当部署が選任しています。委員の選任では、固定化を出来る限り避け、団体に対しては、その長に限らず適任者の推薦をお願いしていきます。今後も、様々な視点から多様な委員構成となるよう努めていきます。

4) 洞峰公園管理・運営協議会について、委員会と分科会の位置付けを明確にした上で、多くの市民が参加する分科会の会議にも議事録や委員会資料等を配布する。また分科会で出た意見の中からより詳細に議論するテーマについて抽出する際は、分科会参加者の話し合いにより絞り込む。

【回答：公園・施設課】

洞峰公園の協議会については、行政、専門家だけでなく市民を含め、様々な意見をとりまとめて意思決定を行う組織とすることを目標としています。

委員会は、分科会の意見を吸い上げ、管理・運営方針を市に提言する会議であり、行政、学識経験者、市民・住民団体等で構成されています。分科会は、幅広い市民意見を集約するための会議であり、自由に市民が参加できるものとなります。

なお、実施された分科会での協議内容等については、今後、ホームページ上にて公開し、分科会にて議論するテーマについて抽出する場合には、委員長のサポートの下、話し合いを進めていきます。

3. 選挙投票率向上の取組み

1) 事前申し込みを必要としない地域を巡回する期日前移動投票所（バス・ワゴン車）を開設し、期日前投票所を増設する。

【回答：選挙管理委員会事務局】

引き続き選挙管理委員会では必要性について調査検討します。

2) 期日前投票用タクシー助成券発行を継続するとともに、選挙が始まる前に利用者の手元に届くよう、早期に発送する。

【回答：選挙管理委員会事務局】

期日前投票用タクシー助成券については今後も継続して発行し、期日前投票の期間前に対象者に届くよう、早期発送に努めていきます。

3) 投票所には車椅子を置く。

【回答：選挙管理委員会事務局】

投票所は、公共施設だけではなく、各地区の集会所など様々な形態の施設に設置するため、施設管理者等の意見も踏まえて検討します。また、土足のまま入場できない投票所については、高齢者等が靴の脱ぎ履きを容易にできるようサポートチェアを導入しています。

4) 障害者への配慮

- ・コミュニケーションボードや投票支援カードについて、分かりやすい位置に置く。その他の提供している合理的配慮についても、選挙日よりや市 HP 等で事前に周知し、投票所の分かりやすい場所に案内掲示をする。

【回答：選挙管理委員会事務局】

コミュニケーションボードや投票支援カード、点字投票、代理投票等の、障害のある方が安心して投票できるための支援については、今後も選挙日よりや市ホームページ等で周知していきます。また、各投票所でのコミュニケーションボードや投票支援カードの掲示方法についても、目につきやすい位置に設置するよう選挙事務従事者等に共有し実施していきます。

・「広報つくば」や「つくば市かわら版」同様、「選挙だより」についても音訳版を作成する。

【回答：選挙管理委員会事務局】

「選挙だより」の音訳版については、導入実績のある他部署の意見や入場券音声コード導入後の状況を踏まえ、様々な課題を検証しながら検討します。なお、現在、障害者への配慮として、令和 8 年(2026 年)12 月予定の茨城県議会議員選挙を目途に選挙入場券に音声コードを導入するための準備を進めているところです。

5) 選挙啓発動画の作成

初めて投票する人や知的障害者などへの支援として、投票の手順を解説した動画を作成する。作成にあたっては他自治体の事例も参考にし、市民や障害者支援団体等の知見も借りながら作成する。

【回答：選挙管理委員会事務局】

選挙の啓発については、総務省や他自治体等のホームページで提供している動画等へのリンクを活用するなど、様々な観点から検討を進めていきます。

4. 公共施設の利用

令和 8 年度中に予定されている「つくば市公共施設予約システム」改修において、ふれあいプラザ、みどりのプール会議室、市民研修センターについても、他の公共施設と同じようにシステム上で予約等が出来るように検討する。

市のシステム上での予約等が難しい場合でも、事業者の Web 上で空き状況を確認できるようにするなど、使いやすいシステムを構築する。

【回答：地域支援課、スポーツ施設課、生涯学習推進課】

みどりのプール会議室については、「つくば市公共施設予約システム」への追加を現在検討しているところです。ふれあいプラザ、市民研修センターの同システムへの移行については、利用状況等を踏まえながら、指定管理者と予約方法の運用について協議した上で検討していきます。

施設の空き状況については、現在、みどりのプール会議室においては指定管理者が運営するホームページ上に掲載しており、1 週間毎に更新しています。ふれあいプラザや市民研修センターにおいては、現時点では Web 上で確認することができない状況であるため、今後の課題として指定管理者と情報共有し、利用者の皆様にとって利便性の高いサービスを提供できるよう努めていきます。

安全・安心で暮らしやすいまちづくり

まちづくりは市民の安心安全を確保しつつ、利便性はもとより、つくば市の魅力でもある緑豊かな市街地環境の維持、専門家も交えた調査研究など、地の利を生かしたまちづくりを進めていただきたい。また、利用者である住民への情報発信・共有に努め、住民意見の反映はじめ、合意形成を行うことを基本とし、以下を要望します。

1. 公共交通

1) 公共交通活性化協議会に利用者・当事者意見を反映するため、市民委員の公募を行う。

【回答：総合交通政策課】

つくば市公共交通活性化協議会では、各地区の課題など全体を把握している各地区の代表区長6名を利用者代表として任命して利用者意見の反映を行っているため、市民委員の公募は考えていません。なお、代表区長がその責任において、他者を活性化協議会委員に指名することも可能です。

2) つくタクの Web 予約と AI 配車が開始されたが、Web 予約は 1 週間前の 0 時から、電話予約は 12 時からのため、主に高齢者が使っている電話予約がとりにくい状況になっている。また AI 配車により乗合率は上がったが、目的地まで非常に時間が長くなり、またドライバーも休憩が取りづらく過酷な労働環境になっている。Web 予約、AI 配車の課題を利用者、ドライバー双方の意見を丁寧に聞いて改善する。

【回答：総合交通政策課】

つくタクの予約については、電話予約と Web 予約の割合は概ね 6 : 4 で、電話予約が多い状況です。Web 予約の年齢構成比は、65 歳以上が 26.5%であり、高齢者にも一定数利用されています。Web 予約を導入したことで予約が分散され、電話回線が混雑するという状況が改善されていますので、引き続き出前講座やスマホ講座を通じて Web 予約方法の周知を行うことで、Web 予約に誘導していくとともに、電話予約の取りやすさ改善を検討していきます。

つくタクの乗車時間（車内滞在時間）については、予定していた時間から 20 分以上かかった割合は令和 7 年（2025 年）5 月以降毎月減少傾向にあり、8 月時点で全利用の 3.1%となっています。引き続きモニタリングを行い、必要に応じて委託事業者と改善策を検討します。

ドライバーの労働環境については、4 月当初は、運行事業者からドライバーの休憩が取りづらいという御意見が寄せられることがありましたが、利用者の乗降時間等を考慮した所要時間での運行や、法定休憩時間の確保、出庫時刻及び帰庫時刻の順守等が可能なようにシステムを改修することで、現在はドライバーからの苦情は減少しています。

今後も利用者、ドライバー双方からいただいた意見については、記録の上、委託事業者とともに改善に努めます。

3) つくタクの電話予約を東京の会社に委託しているが、つくば市内の地名に詳しくないため、対応がよくないと利用者の声が届いている。電話予約の受付は土地勘のある市内の事業者へ委託するなど改善する。

【回答：総合交通政策課】

利用される皆様に快適に電話予約を御利用いただけるよう、委託事業者に対してオペレーター教育による改善を指導しました。市内の事業者へ委託することについては、次回の契約更新時において検討します。なお、Web予約可能な方については、AIオンデマンドシステムの導入により、御自身で乗降場所を選択いただくことが可能です。

4) つくバスのルートや時刻表見直しにあたり、各エリアの要望を調査する。

【回答：総合交通政策課】

いただいた御要望などは地区ごとに記録し、つくバスやつくタク、つくばね号の運行改善及び利便性向上に努めています。路線の大幅な改編やコース変更を伴う場合は、地区内説明会や車内アンケートを実施するなど、利用者の意向把握に努めています。引き続き、利用者や地区の皆様の声をお聞きながら、利便性向上のための改善策を検討していきます。

2. 公務員宿舎跡地の再開発について

1) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再開発について、市は地区計画の決定、さらにつくば市からの要請事項を示し、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するよう、としているが、再開発エリアの歩道整備について、安全なゆとりある空間となるよう、敷地をセットバックして歩道を広げるよう働きかける。

(竹園1丁目のヨークベニマルとマンション開発の際の歩道拡幅のように)

【回答：学園地区市街地振興課】

公務員宿舎跡地については、必要な規制等を地区計画で決定してから売却することで、これまでの良好な住環境を保全しています。また、地区計画等の法規制だけでは、誘導できる内容に限りがああり、開発事業者の協力も必要であることから、市から開発事業者に対して周辺環境を十分に考慮した開発となるよう要請しています。その一つとして、既存の市道において、歩道がない箇所や歩道の幅員が十分でない場合は、歩行者の安全確保のための配慮をお願いしています。

吾妻2丁目の通称70街区については、所有者である関東財務局と協議調整を行い、二段階一般競争入札で公募を行っており、関東財務局と協議し作成した審査基準においては、歩行者への配慮や回遊性の向上についても事業者からの企画提案を審査する際の評価対象となります。

2) 吾妻2丁目の筑波大学官舎跡地の開発についても、1)と同様に、周辺の歩道整備について、安全なゆとりある空間となるよう、敷地をセットバックして歩道を広げるよう働きかける。

【回答：学園地区市街地振興課】

筑波大学からは、周辺住民からの要望を受け、歩行者の安全性確保のため、建物を周辺の歩道から一定の距離を取って建てる設計とし、今回の事業範囲の西側歩道沿いに空地を設けることで安全でゆとりある歩行空間が確保される予定と聞いています。

3. 空き家の実態把握と対策強化

景観保全や防犯、地域活性化の観点から、市内の空き家の実態を把握し、空き家の発生予防及び活用に努める。具体的に以下3点を要望する。

- 1) 空家等無料相談会の実施回数を増やすとともに、遠方の対象者に対してはリモートでの参加を積極的に呼びかける。

【回答：住宅政策課】

空家等の無料相談会は、年4回開催し、各回の定員は12組としています。今年度は第1回開催において5組、第2回開催では12組、第3回開催では11組、第4回開催では7組に御参加いただきました。実施回数を増やすことについては、全4回において満員となる状況が継続した場合に、検討を進めていきたいと考えています。また、リモートでの参加については、空家等の所有者へ送付するチラシを活用して積極的に参加を呼び掛けていきます。

- 2) 区会や地域包括支援センター等に働きかけてより多くの市民に出前講座を利用してもらい、終活の観点を踏まえた空き家予防の考えを伝える。出前講座の実施時にはその内容を録画し、オンラインで視聴できるようにするほか、オンラインで出前講座を実施できるようにする。

【回答：住宅政策課】

出前講座については、区会等への御案内により、開催を希望する区会等を募り、出前講座の開催を促進していきます。出前講座の動画配信については、市公式YouTubeへの掲載を関係部署と協議します。

- 3) 空家活用補助金についての周知を図り、空家バンクへの物件登録を促す。

【回答：住宅政策課】

空家バンクを利用することによる安心感や高い広告効果、事業者選定の手間の解消等、制度活用の利点を、より広く分かりやすく周知し、空家バンクへの物件登録を促していきます。

- 4) 空き家等を、地域の居場所や交流拠点、「みんなの食堂」等の実施場所として活用する際に利用出来る「空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金」事業において、改修費用だけでなく、活用開始後の運営費や維持費に対しても補助出来るように、検討する。

【回答：住宅政策課】

本補助金を活用できる地域交流拠点については、「高齢者憩いの広場」や「みんなの食堂」を想定しており、既に各担当部署から運営費用を補助していますので、御活用ください。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1. 「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取り組みを進める

ゼロカーボンシティをめざして、以下の政策に取り組むことを要望します。

1) 再生可能エネルギー中心のまちづくり

温暖化対策の取り組みとして原発推進方針を支持する状況がある。

このような状況に対して、脱原発首長会議のメンバーである市長には、積極的に脱原発のメッセージを発信して欲しい。

【回答：環境保全課】

再生可能エネルギー中心のまちづくりについては、原発の動向にかかわらず、ゼロカーボンシティ実現のために、気候市民会議提言を踏まえ、必要となる施策を市民とともに取り組んでいきます。

2) 新たな住宅や建築物の建設に対して、再生エネルギーの活用や省エネルギー対策などの独自基準を設け、市独自の補助金制度を設ける。

【回答：環境政策課】

独自基準については、市では平成 29 年度策定の「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」に基づき運用しています。近年の国内動向や、誘導基準の引き上げ、現在策定中の「第 4 次つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編」、気候市民会議提言ロードマップ等を踏まえ、当ガイドラインの改訂を検討します。

補助金制度については、潜在的な省エネ投資需要を掘り起こし、温室効果ガスの削減効果が高く、地域経済の活性化にも寄与する補助金制度とするため、研究機関等の専門家にアドバイスを受けながら、技術革新及び市場動向を注視し、再設計を検討していきます。

3) 既存住宅の断熱化改修を国の制度を活用して進める。その為に、市の制度利用状況を国が市へ示すよう要望する。

【回答：環境政策課】

市民が既存住宅の断熱化改修に関する国の補助制度を活用できるよう、市ホームページに加え、SNS やつくスマを活用した周知方法に取り組んでいきます。併せて、市の制度利用状況を国が市へ示すよう要望することについても検討していきます。

4) 住宅屋根の太陽光パネル設置に市独自の補助制度を設ける。

【回答：環境政策課】

太陽光パネルに関する補助制度として、太陽光パネルと合わせて設置する蓄電池、自然冷媒ヒートポンプ式給湯機等に補助をしています。

今後は、太陽光パネルを金銭的負担がなく設置できる PPA モデル等について調査し、周知方法も含め検討していきます。

5) 学校の断熱化、体育館のエアコン設置を進める。

【回答：教育施設課】

現在実施している高崎中学校体育館の長寿命化改修工事等において、屋根や外壁、窓ガラスの断熱化を実施しています。その他の学校施設についても、長寿命化改修工事等に併せて計画的に断熱化を実施していきます。

体育館等の空調設備設置については、令和7年(2025年)10月に教育局で作成した学校屋内運動場空調設備設置計画に基づき、令和8年度から順次整備し、令和10年度からは全ての小中義務教育学校で供用開始できるように進めていく予定です。

6) 大規模ソーラーシェアリング事業者は、営農状況の明確な記録を残し、公開する。

【回答：農業行政課】

ソーラーシェアリング事業については、法令等に基づき、規模の大小にかかわらず、発電事業者に対して作付状況や収量等を記載した営農状況報告書を毎年度提出するよう求めています。

また、特に突出した大規模なソーラーシェアリングの事業地については、毎月、農業委員と共に現地調査を実施し、営農状況の確認を行っています。

大規模ソーラーシェアリング事業者による営農状況の公開については、法令等での義務付けはないため、事業者側の自主的な判断によるものと考えていますが、昨今、大規模な太陽光発電施設の設置が全国的に大きな関心を集めていることに鑑み、主なる該当事業者との話し合いを検討します。

2. ごみ減量に向けて

つくば市一般廃棄物処理基本計画 R6年改訂版では、ごみ減量に向けても前回の基本計画の目標値を上回る計画で、これに向けて施策を着実に進めて頂きたい。

その中でも、下記の点については、特に取り組んでいただきたく、提案します。

1) 最終処分場検討

最終処分場の検討について、どのような検討過程ですすめているのか、プロセスがわかるようにする。さらに、現在のつくば市の最終処分場の実態と最終処分場の検討状況を市民に知らせる。

【回答：環境衛生課】

市では、市内に最終処分場を有しておらず、市外にある民間の最終処分場に処分を委託している状況です。市民にも身近な課題として考えていただけるよう、現在の最終処分状況や、焼却灰の資源化技術の動向等を踏まえた最終処分の在り方と検討のプロセスについて、状況に応じて情報発信を行っていきます。

2) 焼却するものを減らす取り組み(分別を増やす、分別をきちりとする)

① バイオマス資源の利活用(剪定枝や落ち葉、刈芝、生ごみなど)

ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源(生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈芝など)を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

そのための分別回収も検討する。

焼却では焼却灰が発生し、最終処分場の容量、延命にも関わってくる。

【回答：環境衛生課】

令和6年度に実施した燃やせるごみの組成分析調査において、多くの割合を占めていた生ごみをターゲットとし、令和8年度から令和9年度にかけて生ごみの発生量推計や再資源化手法(メタンガス化、堆肥化等)の比較を行い、最適な生ごみ処理の在り方について検討する予定です。

② 分別の徹底(特に事業系ごみの紙類の分別)

2024年の燃やせるごみを対象とした組成分析調査では、事業系ごみで資源可能なもの、入れてはいけないものの混入率は約37%もある。そのうち、30.75%は資源可能な紙となっている。

ごみ減量のため、分別徹底のための施策を積極的に取り組む。

紙類等の資源化の促進について、事業所から排出される紙类等資源ごみの回収システムについて最優先に取り組む。

【回答：環境衛生課】

令和6年度に改定した「つくば市一般廃棄物処理基本計画」や「令和7年度(2025年度)つくば市一般廃棄物処理実施計画」においても、事業系資源ごみの資源化の促進施策として、

事業所から排出される紙類等資源ごみの回収システム検討を位置づけており、他自治体の事例等の情報収集を進めていきます。

3) 焼却灰の資源化（焼成処理や溶融固化）

現在の資源化の状況、環境への影響調査、事業者の確保をすすめ、さらなる資源化にも取り組む。

【回答：サステナスクエア管理課】

現在、焼成処理の1事業者、溶融処理の1事業者へ焼却灰を搬出し、無害化して土木資材等へ資源化しています。今後も新たな受入事業者の調査及び確保を進め、引き続き焼却灰の安全な資源化に取り組んでいきます。

4) 事業者も加わってのリサイクルの向上

独自に資源類の回収を行っているスーパーなどもあり、市民がそこに資源類をだすことによって事業者とともにリサイクルを進めている。

事業者で行っているリサイクルの情報、回収状況の発信をすることで市民のインセンティブにつながる。一部の事業者の情報だけでも参考資料として知らせる。

【回答：環境衛生課】

茨城県及び各市町村において、環境にやさしい商品の販売や資源類の回収等、ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいるスーパーなどの小売店を「エコ・ショップ」として認定するエコ・ショップ制度を設けています。「エコ・ショップ」の更なる周知のため、ホームページだけでなく、市広報紙や SNS を活用し、発信していきます。

5) ダンボールコンポストの継続

・ダンボールコンポストの配布も5年経過し、定着してきた。引き続き継続していただきたい。

・リピーターの数について、申込時に把握し、その割合によって次の施策を考える。

（年間約1000個を配布しているが、更なる拡大を進めるために、初回申込み者のみ無料とか、リピーターについては一部有料とかを検討する。）

・アンケートで出た困りごとをダンボールコンポスト配付会や HP など知らせる。

・ホームセンターなどでダンボールコンポストセットが購入できるように検討する。

・できた堆肥をつかっての野菜、花などの情報を HP に掲載する。

【回答：環境衛生課】

令和6年度に行った段ボールコンポスト配布会後のアンケート結果において、無料配布会申請者の約半分がリピーターであることを確認したため、令和8年度は初めての方に限定して配布するなど、内容を精査、検討していきます。また、段ボールコンポストに対する御相談等については、無料配布会時に段ボールコンポストに知見のある講師を招くなど、効果的な方法を検討します。

ホームセンター等民間事業者における段ボールコンポストの販売や、堆肥を活用した野菜・花などに関する情報の展開については、多くの市民が見える形で生ごみを循環する有効な取組を調査していきます。

6) 小型家電などのプラスチックを燃やさない取り組み

現在小型家電で回収している 17 品目以外の小型家電を燃やせないごみで回収すると破碎後にプラは燃やせるごみになるので、小型家電として別途回収し、プラスチックのリサイクルも進める。

【回答：環境衛生課】

小型家電の回収に当たり、回収品目を増やすべく検討していきます。また、小型家電の金属及びプラスチック等への分別及び処理については、今後も適切に行っていきます。

3. 有害化学物質の削減について

1) つくば市グリーン購入推進方針に基づき、公共施設では、「せっけん」の利用につとめる。

合成界面活性剤を利用した洗剤の多くは PRTR 法対象の物質を含んでいる。

つくば市グリーン購入推進方針に基づき、PRTR 法対象物質を含まない「せっけん」の利用をすすめる。

※つくば市「グリーン購入推進方針：調達の手引き（清掃）」では、「洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用」「床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること（指定化学物質とは PRTR 法の対象となる物質をいう）」とあります。

【回答：環境政策課】

市で調達する全ての製品・サービスについて、つくば市グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した調達に努めるよう、全庁的にグリーン購入の周知及び製品・サービス調達時のフローチャートの展開を行います。

2) 香害や化学物質過敏症について

① 香害や化学物質過敏症の啓発をすすめる。

引き続き、小中学校や保育所、幼稚園、及び全ての公共施設における、香害啓発のためのチラシ配布、ポスター掲示を行う。つくスマ、各種 SNS による情報発信もすすめる。

【回答：健康増進課、幼児保育課、健康教育課】

香害や化学物質過敏症については、市役所のほか、市内の保育施設や教育施設、多くの人が入りする地域交流センターなどの公共施設において、啓発ポスターの掲示やチラシ配布等による啓発を行っています。また、香りで苦しむ方への理解と、人が集まる場所での香料への配慮について、市ホームページのほか、広報紙、つくスマ、SNS 等で定期的に周知をしており、今後も引き続き実施していきます。

②学校保健調査票に化学物質過敏症(香害)の項目を追加する。

2024年度、つくば市教育委員会でもご協力いただいた「こどもの『香害』及び環境過敏症に関する実態調査」では、香害については約10%、化学物質過敏症については19%の児童・生徒が体調不良(症状)ありと回答されている。回答者の割合は4.5%だが、実数で香害については99名、化学物質過敏症については192名に症状がある状況なので、さらなる実態調査のために、学校保健調査票に化学物質過敏症(香害)の項目を追加し、児童の健康状況を把握する。

【回答：健康教育課】

市では、県内多くの市町村で使用している茨城県学校保健会発行の保健調査票を活用していることから、令和7年(2025年)11月6日に茨城県学校保健会へ項目の追加を要望しましたが、令和7年(2025年)11月11日に項目追加は難しいとの回答がありました。

そのため、現行の保健調査票の「健康上のことから学校へ知らせたい欄」を活用し、香害や化学物質過敏症についても記入することができる旨を、保護者へ周知していくことで関係機関と調整していきます。

安全・安心な食

1. 有機農業の推進について

持続可能な食料システムの構築、農業分野でのカーボンニュートラル等の環境負荷軽減に向け、農林水産省は2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、2040年までに、主要な品目について農業者の多くが有機農業に取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確認、という目標を掲げています。

そのような中、つくば市では今年度より学校給食への有機米導入が開始された。引き続き、以下のことを要望する。

1) 学校給食の有機米の年間計画(数量)を立て計画的に導入を進める。また、生産者同士の技術継承、情報交換を行うための支援を行う。

【回答：健康教育課、農業政策課】

学校給食における有機米の導入については、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」において、炊飯設備を備える桜学校給食センターでの有機米使用回数の目標を設定しています。次年度も令和7年産と同量を提供できるようJAなどと調整を進めています。

生産者同士の技術継承、情報交換については、今年度、つくば地域農業改良普及センターの主催で有機農業の取組を志向する農業者を対象に、有機農業に取り組む農業者からの講義や圃場見学会を実施しました。今後も関係機関と連携し、研修会を開催するなどして継続的に支援していきます。

2) 学校給食の担当者と共に、地産地消会議を継続し、JA や生産者、新規就農者も一緒に学校給食への地産地消を進める。

【回答：健康教育課】

地産地消推進会議については、学校給食の担当者のみならず、JA や生産者等にも参加いただき、意見交換を行っています。令和7年度は、（一財）都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）で実施している『地産地消コーディネーター派遣事業』を活用して専門家の派遣を依頼し、地域の農産物や特産品の消費を促進するために、契約栽培の事例検討や加工による地場産物の活用をテーマに関係者との意見交換を行いました。

今後も関係者と連携しながら、地産地消推進会議を継続して開催し、学校給食への地産地消の取組を推進していきます。

3) 市民農園（畑作、稲作）の現状を調査し、市民が栽培に取り組みやすい仕組みづくりを検討し、耕作放棄地の解消に努める。

【回答：農業政策課】

市民農園の利用状況を調査し、実態把握を行います。また、市ホームページや広報紙等を活用して市民農園を周知し市民が農に触れる機会の創出を図り、農地利用が進むよう努めていきます。

4) 生産、流通、消費の各分野における有機農業推進の連携を構築し、オーガニックビレッジ宣言を行う。

【回答：農業政策課】

有機農業については、今年度から、有機 JAS の認証取得支援や、有機農業を始める方及び規模拡大する農業者に対して有機圃場に転換するために要する資材費の一部を補助するなどの支援を行っています。また、学校給食においても、同じ野菜であれば見積平均価格よりも2割高を上限として地場産の有機農産物を優先的に購入しています。

今後も、有機農業の取組拡大に向けた生産面での支援と、生産された有機農産物の販路の一つとして学校給食で購入するという両面から有機農業を推進していきます。

2. ゲノム編集食品の取り扱いについて

遺伝子操作の新しい技術を使ったゲノム編集食品は、食品への表示義務が無いため、消費者が知らないままに口にしてしまう恐れがある。

しかし、ゲノム編集食品の人体への影響は未解明の部分が多いため、以下、要望する。

1) 学校給食に、ゲノム編集食品を使用しない。

【回答：健康教育課】

ゲノム編集食品の安全性については、国において、従来の育種技術を用いて品種改良された食品と同程度であると認めています。市では、ゲノム編集食品について、特段の使用禁止措置は講じていませんが、今後の国の動向等を注視し、適切な対応を検討します。

2) つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡協議会で、ゲノム編集作物も対象とする。

【回答：農業政策課】

つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会では、「遺伝子組換え」「ゲノム結果による変異」「従来技術での変異」に境界線を引くことが難しく、混乱をきたすため、ゲノム編集技術は取り扱わないことにしています。また、市ホームページにおいても、遺伝子組換えとの混同を避け市民にわかりやすい案内とするため、「遺伝子組換え作物栽培研究機関リンク」とは別に「新しい育種技術リンク」のページを設け、ゲノム編集に関するリンクを掲載しています。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

1) 福祉有償運送について

- ①ドライバー講習会がつくば市で受けられるようになり、受講料の無料枠も設けられたことは大きな前進と評価する。が、15名の無料枠はすぐに満員になったと聞き及ぶので、さらなる拡充を検討する。

【回答：高齢福祉課】

福祉有償運送運転者講習会は令和5年度から実施していますが、毎年、満員に近い参加数のため、来年度は増枠について検討していきます。

- ②高齢者の移動支援は重要な社会課題であるため、生活支援体制整備事業の第2層もしくは第1層の協議体で移動支援について情報共有、課題抽出と解決方法について検討を行う。この協議体の検討作業を市が支援し、対応策を実効性あるものにする。

【回答：地域包括支援課】

移動支援については、各圏域の第2層協議体会議で現状の課題や課題解決に向けた意見交換を継続的に行っています。令和7年(2025年)9月には、第2層協議体を対象に「移動手段」をテーマとした情報交換会を開催し、圏域を越えた幅広い情報共有を図りました。

今後も、第2層協議体で課題や対応策の検討を行うとともに、第2層で解決が難しい課題については第1層協議体とも連携し、解決に向けた取組を推進していきます。

2) 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業の最終目的は、市民が地域で助け合いの仕組みを作り、実際に助け合って、長く住み慣れた地域で暮らし続けることと理解する。これを実現するために以下のことを提案する。

- ①生活支援体制整備事業は当初2025年を目途とされてきた。つくば市で2016年に同事業が開始されて以来2025年で10年となる。生活支援体制整備事業について市民に広く知ってもらい理解してもらうことなしにはこの事業の目的は実現できないと考える。過去10年の総括と今後の実施展望を広く市民に知らせることを提案する。

【回答：地域包括支援課】

市における生活支援体制整備事業は、平成27年(2015年)に開始され、地域のボランティア団体や住民組織、関係機関等との連携を深め、高齢者やその御家族が住み慣れた地域において安心して生活を継続できる地域づくりに取り組んできました。

本事業の目的を実現するためには、市民の皆様が事業の趣旨や意義を御理解いただき、多くの方に主体的に関わっていただくことが不可欠であり、これまでの成果と課題を総括し、今後の展望について市民の皆様に分かりやすく情報発信を行うことが必要であると認識しています。

今後、広報紙やホームページ等を活用して、生活支援体制整備事業の意義や今後の方向性を積極的に発信し、地域包括支援センターや関係団体等多様な主体とも連携を図っていくとともに、市民の皆様のご意見やニーズを丁寧にお伺いし、より実効性の高い支援体制の構築に努めていきます。

- ②「地域課題」の抽出・解決に向けたきめ細かなニーズ調査を行うこと。その際、困っていることだけでなく、自分が(地域のために)出来ることも聞く。

【回答：地域包括支援課】

市では、各生活圏域に第2層地域生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、「地域支えあい会議」(第2層協議体会議)やサブグループ等対話の場を設け、ニーズの把握に努めています。

その中で「困っていること」を把握するのみならず、市民一人一人が「地域のためにできること」についても共有していくことが必要であると認識しています。

今後も、地域支えあい会議やサブグループ等話し合いの場を継続的に設け、「困りごと」と「できること」の双方から情報を丁寧に収集し、高齢者が住み慣れた地域でこれまでどおりの生活を続けられるような地域づくりにいかしていきます。

③「日常生活圏域」を地域住民の生活実感に沿うような単位に見直すこと。

例えば、第2層協議体の中にサブグループとして、より身近な単位(中学校区・小学校区等)を設定することにより、地域課題が見えやすくなり市民の自発的な助けあい活動が促されるのではないかと想像する。具体的な助け合い活動に繋げるためには、この小単位での会議は頻度高く(少なくとも2~3ヶ月に1回)開かれる必要があると考える。

【回答：地域包括支援課】

現在、7つの日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めています。年2回の地域支えあい会議のほか、コーディネーターが小・中学校区ごとの集まりや小地域の話合いに参加し、各地区のサロンやイベントへの参加を通じて、地域の声を丁寧に拾い上げています。実際に一部の圏域では中学校区単位の支えあい会議を開催するなど、小地域単位での取組も進みつつあります。

今後も、小地域単位での会議や会議開催の頻度について関係機関や地域住民と協議を重ねつつ、多様な団体・地域と連携して話合いを深め、市民が主体的かつ積極的に参加できる環境を整え、地域の支え合いを一層推進していきます。

④住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域住民による助け合いが必要であり、助け合いを実現するためには、第2層協議体の会議がデータに基づくものとする必要がある。

上記②の調査結果や避難行動要支援者数や運転免許返納者数等、行政が保有している高齢者等に関する具体的な諸情報を整理して可能な限り開示することを提案する。

【回答：地域包括支援課】

行政が保有する高齢者に関する各種データを整理し、可能な限り関係者に共有・提供することは、地域の現状把握と効果的な支援策の検討に大いに資すると認識しています。

一方で、個人情報保護の観点から情報管理には細心の注意が必要であり、その取扱いについては関係法令を遵守した適切な運用が求められます。

このため、関係部署や関係機関等と連携しながら、情報共有の体制と方法について慎重に検討し、地域の実情に即した形で円滑な情報提供が行えるよう努めていきます。

今後も、地域の実態に根ざしたデータ活用を推進し、第2層協議体の協議の質を高めることで、より実効性の高い助け合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

⑤生活支援体制整備事業の核である、実際に地域で助け合い活動に従事する市民(担い手)を発掘するために、地域交流センター利用者同士の相互交流の場を行政主導で設けること。

利用者アンケートの結果では利用者懇談会開催に消極的であるのは承知しているが、生活支援体制整備事業の一環として「人と人とのつながり」を作る意味で開催する価値はあると考える。

【回答：地域支援課、地域包括支援課】

生活支援体制整備事業において、第2層生活支援コーディネーターが関与し、第2層協議体の活動報告やテーマ別意見交換会などを通じて、地域の活動者同士のつながりを深める機会を設けています。本事業の根幹である「人と人とのつながり」を育む観点から、交流の場を提供することで地域の課題やニーズの共有が促進され、助け合いのネットワークが一層拡大しやすくなると思います。

一方で、地域交流センターにおける相互交流機会の創出については、利用者アンケートの結果からも利用者懇談会の開催に対して慎重な意見が多いことから、まずは利用者の御意見を丁寧に伺い、施設の本来の役割や業務との兼ね合いを踏まえながら、適切な方法について検討していくことが必要と考えます。

3) 地域交流センターの機能強化について

生活支援体制整備事業の目的達成のために、地域交流センターは、今までの場所を貸す主体から、地域の一員として地域課題に向き合う主体に変化することが望まれる。そのために、以下を提案する。

① 地域交流センターを所管する地域支援課と、生活支援体制整備事業を所管する地域包括支援課の連携強化

【回答：地域支援課、地域包括支援課】

地域交流センターは主に住民の皆様に交流の場を提供する役割を担っているため、生活支援体制整備事業への関わりについては、双方の役割分担を整理し、地域交流センター本来の役割を十分果たせる形での連携が望ましいと考えています。今後も、高齢者の方々が地域で生き生きと暮らせるよう、地域支援課と地域包括支援課で連携しながら支え合いの地域づくりに努めていきます。

② 地域交流センターの職員が第2層協議体に参加すること。地域交流センターの相談業務への対応に役立つと考える。

【回答：地域支援課、地域包括支援課】

地域交流センター職員は、日頃の相談業務を通じて行政が関わる地域での困り事を把握しており、そうした情報が第2層協議体の活動に有益な側面があると認識しています。

一方、第2層協議会は生活支援体制整備事業の中核的な協議の場であり、生活支援コーディネーターは地域住民の課題を丁寧に受け止め、多様な支援機関や住民同士の連携を推進しています。こうした役割と地域交流センターの職員体制や業務内容を踏まえると、現段階での継続的な協議会参加は難しい状況です。

地域交流センターが把握した地域の課題や相談ニーズについて、必要に応じて情報提供の形での関わりを検討することで、第2層協議体の活動を支援していきたいと考えています。

相談業務への対応については、引き続き地域包括支援課との連携を深め、適切な形で進めていきます。

③ 地域交流センター主導で、地域住民の交流の場を設ける。

【回答：地域支援課】

地域住民同士の交流を促進することは大変意義のある取組だと認識していますが、地域交流センターは住民が自主的に交流できる場を提供する役割を担っており、センターが主導して活動を展開するのではなく、住民の自主性を尊重しながら、その活動を支える役割を果たしていくことが大切だと考えています。

2. 障害児・障害者福祉

1) つくば市障害者計画、障害(児)福祉計画の策定について

2026年度までの1年半かけて、上記各計画が策定される予定になっている。

策定までのスケジュールとして①アンケート実施→②集計と結果報告→③構成案の検討→

④素案の検討、が発表されているが、計画の策定に関して以下のことを提案する。

①より実効性のある計画を策定するために、現計画と各施策の進捗状況を委員に説明する。

アンケート作成前にこの作業を行い、計画の方向性を定めてアンケート内容を懇談会で議論する流れであっていただきたかったが、今からでもお願いしたい。特に自由記述部分についての計画、施策との関係について検討する。

【回答：障害福祉課】

現計画と各施策の進捗状況については、3月頃に開催予定の懇談会の前に説明予定です。障害者計画、障害(児)福祉計画に係るアンケートの内容については、懇談会において検討した上で内容を決定しています。内容は、サービス量の見込みやニーズ調査が主となっていますが、自由記述でいただいた御意見についても、計画策定の参考にしていきます。

②前回ヒアリングを行い、今回も行う団体に対しては、前回のアンケート記述に対してどのように対応したのかの回答を報告する。

【回答：障害福祉課】

アンケートは、無作為に抽出した障害者手帳所持者等の個人に対して実施しており、ヒアリングは、障害者関係団体に対し、課題の収集等の目的で実施しています。ヒアリングにおいて聞き取った課題については、各団体に個別に対応報告を行うのではなく、今後の障害者施策に役立てるため懇談会の中で共有し、今後の方向性の検討を行っています。なお、懇談会の記録については市ホームページに掲載しています。

- ③現在の障害(児)福祉計画は各指標の「量の見込み」「目標値」となっているが、その目標値が国のどのような指針に基づいているのか、また各目標値を達成するためのつくば市の具体的な施策を計画に記載していただきたい。その際、現計画の目標達成、未達の理由を検討、記載し、計画の連続性を持たせる。

参考計画:第7期宝塚市障害福祉計画・第3期宝塚市障害児福祉計画

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>

[/_res/projects/default_project/_page_/001/010/634/syofuku_honpen_.pdf](https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/634/syofuku_honpen_.pdf)

【回答：障害福祉課】

障害福祉計画は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定しています。指針は例年、障害福祉計画策定年度の5月頃に発表されています。具体的な施策に関しては、今後も現計画の実績から次計画の目標値設定までの流れとともに、わかりやすく記載していきます。

2) 児童発達支援センターの設置について

現在設計が進められているつくば市児童発達支援センターは、つくば市における障害児支援の中核となる施設である。そのため、こども家庭庁が求めている4つの中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所施設へのスーパーバイズ・コンサルティング機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核機能

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能が確実に実現できる施設であることが求められる。またこのような中核的な役割を確実に果たすためには、土曜日の開所も必要と考える。両親が仕事を持つ家庭が一般的になり、平日のみの開所では今後の利用者ニーズに十分に対応できなくなる可能性が大きい。まずは相談業務だけでも、土曜の実施を実現するべきと考える。現時点で把握しているニーズだけでなく、中核的役割という観点から検討をする。

【回答：障害福祉課】

令和9年度に開設予定で整備を進めている児童発達支援センターの開所日及び事業内容については、現在、内部で検討しているところです。支援を必要としている児童が適切な支援を受けることができるよう、関係機関と連携しながら支援内容等について検討を進めていきます。

3) 障害者の地域での生活実現に向けた住宅支援政策に関して2点提案する。

- ①合理的配慮補助事業を賃貸住宅家主に周知し、活用を勧める。

現在、合理的配慮補助事業には対象事業者が明記されていないが、例えば集合住宅の持主が段差解消等のバリアフリー改修を行った際に対象となることが明らかになると、バリアフリー化が進む可能性があると考えます。

【回答：障害者地域支援室】

本事業は、「市内において不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事務所、事業所等」を対象としており、集合住宅は対象としていません。住宅におけるバリアフリー化については、障害者個人を対象とした日常生活用具の給付等で対応できる場合があります。

②地域で住むことを希望する障害者にグループホーム入居者と同等の家賃補助を行う。

【回答：障害福祉課】

他自治体等の事例等を調査し、必要性について検討していきます。

4) 障害者手帳の診断書料補助の拡大

現在つくば市で各種障害者手帳の交付申請時に必要な診断書は1回のみ上限3500円の補助がある。しかし、例えば精神障害者保健福祉手帳は2年ごとの更新であり、その度に診断書料がかかる。各種手帳更新時、等級変更時にも診断書料を助成している自治体も多いので助成について検討する。

【回答：障害福祉課】

他自治体等の状況を調査し、研究を進めていきます。

5) 福祉会館の設置

つくば市には各種福祉団体が活動しているが、ハブとしての場所がないため、集まったり、情報交換したりできず、結果として個別の活動となり、また、行政からも情報発信などがしづらい状況にある。そうした場が必要と考えるので、福祉会館の設置を検討する。

【回答：障害福祉課、高齢福祉課】

福祉会館については、他自治体等の事例等を調査し、設置の必要性について検討していきます。なお、市内3か所の老人福祉センターは、高齢者だけでなく、障害者（障害者手帳又は療育手帳保持者）も使用料が無料であるため、各種福祉団体の活動場所としての利用も可能となっています。

6) 情報コミュニケーション条例に基づく施策の実施

条例が施行されたことを受けて、広報つくばにイベント時の合理的配慮が掲載されていることを評価する。一方、施行されたことを受けて庁内各部署（出先期間を含む）で、来庁者、お知らせ等にどのような対応が必要か、実施する内容を明確にし、福祉部でまとめる。

【回答：障害者地域支援室】

合理的配慮については、令和7年(2025年)3月に全部署を対象とした説明会を実施しており、その後も各部署で対応が必要な内容について通知文を发出するなどして、随時庁内における周知活動を進めています。現在は、全庁的にコミュニケーションボードの設置を進めています。

7)障害者日常生活用具支給事業の拡大について

情報支援機器について、汎用性のあるスマートフォン等に対する補助を検討する。

また、下記の道具は自閉症、発達障害児（者）とのコミュニケーショングッズとして定評があり、支給品としての追加を検討する。

<https://omemedo.ocnk.net/product/804>（巻物カレンダー）

<https://omemedo.ocnk.net/product-list/4>（コミュニケーションメモ）

ツール名	補助実施自治体
スマートフォン、タブレット、PC 等の電子機器	全自治体の 8.1%が PC、タブレット、スマートフォンのいずれかの補助を実施。補助については全額ではなく、上限を設けている場合が多い。（2021.3厚生労働省日常生活用具支給事業実態調査より）
コミュニケーションツール	斜里町、村山市、春日井市、丹波篠山市、倉敷市、三原市

【回答：障害福祉課】

スマートフォンやタブレットについては、厚生労働省から汎用性の高いものとして基準外とする見解が示されているため、対象としていません。新しい用具の追加や、対象者の拡大については、申請者からの相談に応じて随時検討しています。

こどもがすこやかに育つ環境づくり

1. こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取り組みを進める

保護者の就労要件を必要としない放課後の居場所を特に小学生年齢の児童に保証する。現在の児童館（一般利用）、放課後交流ひろば、放課後子供教室に加え、アフタースクールモデル事業が始まっている。

つくば市教育大綱の理念である、「管理」から「自己決定へ」を実現するために児童生徒の放課後の過ごし方について、以下のことを提案する。

- 1) 放課後の居場所について、市全体としてどのような方針で、どういう段階を経て実施していくのか、ビジョンとロードマップを明確にし、市民に示す。その放課後のあり方の検討は 子ども子育て会議の委員や教育委員も一緒に行う。

【回答：こども育成課】

放課後の居場所事業の在り方については、現在検討会の準備をしており、関係者等の意見を聴きながら進めていきます。

2) アフタースクール事業の区分Ⅰは無料とする。

【回答：こども育成課】

より安心・安全な居場所としての見守り体制の構築や様々な体験・活動を提供するため有料としています。

3) 中学校部活動については、小学校高学年の段階で説明会を行い、児童及び保護者の意見を部活動(地域移行含む)に反映させる。

【回答：学び推進課】

6年生児童とその保護者を対象とした進学説明会において、各学校の部活動及び部活動地域展開に関する説明を実施しています。説明会での御意見は、活動を検討する上での判断材料の一つとしています。

4) 現在、地域移行した部活動の部分は有料のところが多い。これまでの部活動のように、中学生が放課後にスポーツや文化活動を無料で体験できるような活動の実施を検討する。

【回答：学び推進課】

地域展開後の活動(地域クラブ活動)には、生徒・指導者の保険料、選手登録費用、指導者への報酬、活動における用具等の維持に費用が必要であり、その活動を持続可能にしていくために、一定の費用徴収は必要であると考えています。国のガイドラインでも、地域クラブ活動においては、学校施設や学校備品の活用等により、可能な限り低廉な会費設定に努めるよう示されており、今後、受益者負担の目安や含まれる費用の範囲について方針が示される予定です。

なお、費用を理由として活動に参加できない状況を防ぐため、つくば市では経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援(つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金)を実施しています。

5) 中学校の図書室等を放課後に開放し、生徒が主体的に過ごせるような場にする。

【回答：学び推進課】

中学校の図書室の放課後開放につきましては、生徒のニーズや安全な居場所づくりのための職員の確保等、各校の状況も踏まえながら学校と協議し、実施の可能性について検討していきます。

6) 小学校では地域の方の協力のもと、自分の責任で自由に遊ぶ場である「放課後プレイパーク」を、校庭等を活用して実施する。

【回答：生涯学習推進課】

小学校の校庭等を活用した子供の遊び場における地域の方の協力については、各学園のコミュニティ・スクール協議会における議論を踏まえた上で、適切な方法を検討します。

2. 不登校支援対策のさらなる充実

全国に先駆けて不登校支援対策が推進されているが、全国に設置された S ルームについては、学校ごとに認識や運用が異なり、保護者の認知度もさまざまであり、不安の声も多く届いているため、以下について要望する。

- 1) 子どもが学校に行かなくなると、学校や他の保護者からの情報が得られなくなり、保護者も子どもも不安定な状態になっている。しかし、不登校の状態にある保護者同士が交流することで不安の払拭につながっている。そこで保護者同士が交流しやすいように、学校毎に S ルームの先生と学校の先生が連携し、不登校の保護者の交流会実施を呼びかける。

【回答：学び推進課】

一部の学校で実施している不登校児童生徒の保護者連携の取組や他自治体の事例など、保護者支援の情報を学校に提供していきます。

- 2) S ルームの先生同士の情報交換やスキルアップのために、市内各校の S ルーム支援員・補助員が研修だけでなく、ケース会議や交流する機会を設ける。

【回答：学び推進課】

校内フリースクール支援員及び補助員に対しては、年 6 回の研修を実施し、各学校での課題や好事例の情報交換を行っています。今後は、Microsoft Teams 等のオンラインツールを活用した情報交換の実施を検討します。また、ケース会議については、必要に応じて支援員が参加可能であることを学校、支援員双方に周知します。

- 3) 就学前説明会や入学式などで S ルーム利用について周知を行う。また、本登録の前でも、子どもが困った時に S ルームの先生の判断で S ルーム利用体験を行えるよう、市内で共通の指針や規定を設ける。

【回答：学び推進課】

ハートフル S ルームについては、新年度開始後や夏休み明けなどの節目に、運営方針や利用案内のチラシにより周知しています。また、見学や利用に当たっては、校内フリースクール支援員・補助員が各学校の担当教員や担任の先生と連携し、児童生徒の思いや過ごし方の希望などを聞き、子供に寄り添いつつ、利用しやすい環境づくりに努めており、このことは「校内フリースクール運営に関する基本方針」にまとめています。

3. 外国につながる児童生徒への支援

- 1) 外国につながる児童生徒の転入時に、多言語翻訳機能付きタブレットや市民窓口課に導入された透明翻訳ディスプレイ等を活用して、確実に学務課につなげる。公立学校以外の教育手段を選択する場合も確実に記録し、不就学や就学状況不明な児童生徒をゼロにする。

【回答：市民窓口課、学務課、国際都市推進課】

市では、通訳が必要なお客様が来庁された際は、オンライン通訳アプリの入ったタブレットを活用し、手続きが円滑に進むようサポートしています。外国からの転入者への就学支援については、市民窓口課においては、同タブレットや、昨年8月に導入した言語表示システム等を活用しつつ就学確認を行い、学務課を案内しています。また、令和7年度から、インターナショナルスクール等への入学を希望している等の状況を聞き取りできた場合は、記録した上で市民窓口課から学務課につないでいます。

今後も、関係部署が連携しながら就学の案内等を行い、不就学や就学状況不明となる児童生徒数の減少に努めていきます。

- 2) プレスクールの設置に向けて動いていることを評価する。開始後は現場の声を聞きながら柔軟に対応し、一人でも多くの児童生徒を救っていただきたい。

【回答：国際都市推進課】

事業開始後は児童生徒の動向やニーズを見ながらできる限り柔軟に対応できるよう、引き続き国際交流協会や教育局と連携を図っていきます。

- 3) こども日本語クラス、また学校での支援を拡充するために、支援員の待遇改善、また支援員の増員を検討する。

【回答：学び推進課】

日本語学習支援員については、必要な支援について児童生徒や学校のニーズを十分に確認し、配置を検討していきます。また、支援員の意見を聴きながら、勤務形態等についても検討し、十分な人員確保に努めます。

- 4) 教職員が児童生徒の「学習日本語」の習得の困難さを認識し、適切な支援につながるようにする。

【回答：学び推進課】

日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が合同で研修を行い、生活言語と学習言語の違いや習得の難しさについて認識を深めています。また、支援の状況の把握に努め、学び推進課から各学校に対し、日本語支援の情報共有や効果的な支援方法の助言等を行っています。今後も、適切な支援ができるよう、日本語支援の困難さや重要性について、教職員の認識向上に努めます。

- 5) 小学校高学年以上での来日が増えている現状を踏まえ、現在国際交流協会主催で実施している進学ガイダンスの案内を中学生年齢のすべての生徒、保護者に個別に行い、中学卒業後の進路について確実な理解を進める。

【回答：学び推進課】

市が国際交流協会に委託し実施している進学ガイダンスについては、対象となる児童生徒や保護者に周知が行き届くよう徹底し、希望される方が漏れなく参加できるよう努めます。

4. 保育・幼児教育環境の充実

公立幼稚園・保育所の役割の1つとして、地域コミュニティの形成がある。地域で顔の見える関係が幼稚園から小学校に継続することは、保護者や子どもの安心につながっている。また、これまでの継続的な研修や実践を通して、幼児の発達段階に必要なノウハウが蓄積されており、特に、外国につながる子どもや、配慮が必要な子どもに加配教員等を配置して、安心な環境を作り、自由な遊びを通して、一人一人の特性に応じて発達を促し、非認知能力の向上を促すような環境があり、こういった特徴を積極的に発信していくことが必要。

- 1) 「3年保育」実施園を増やす。公立幼稚園においては現在、多くが5・6歳の「2年保育」であるが、4歳からの「3年保育」で友達との関わり等より多くの学びを得ることができる。また、保護者にとってもより早い段階から子育てについての助言・支援が得られる、保護者同士がつながるなど、安心した子育て環境を得ることができる。

【回答：学務課】

公立幼稚園の3年保育については、手代木南幼稚園と茎崎幼稚園で実施しておりますが、今後の他園への導入については、幼稚園教諭等人員の確保や施設改修等の課題があることから現在のところは未定です。皆様からいただく御意見等を踏まえながら、公立幼稚園の在り方やその実現に向けた検討を進めています。

- 2) これまでも提案して来たように、公立保育所を半径4キロ圏内に最低1か所配置する。

その理由は、収益や合理化を排した公立での保育は、子ども一人ひとりの特性に応じた発達支援、並びに、保護者への助言、支援が可能である、また、保護者同士のつながりにより子育ての安心感の醸成を図っていくことができる。子育ての孤立化が社会問題となる中、公立を拠点として子育て支援はますます重要である。

【回答：こども政策課】

「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」では、公立保育所の役割として、①行政機関としての市保育行政の方向性に沿った保育の基準(スタンダード)の確立 ②特別な配慮を必要とする児童への対応 ③地域子育て支援の拠点 ④民間保育施設との連携・支援 ⑤市内保育環境のセーフティネットを記載しています。

その上で、つくば市全域の地域のバランスも考慮し、半径5km程度をカバーエリアとして公立保育所を配置するとしています。

5. よりよい学校給食をめざす

今年度から開所した桜給食センターでは、有機米を取り入れた米飯給食が始まり、児童生徒から「ごはんがおいしい」という意見が届いている。また、自校式給食と給食レストランの機能を備えた施設の設計も進められており、地産地消が今後さらに進んでいくことが期待される。

1) パン食の子どもが増え、米飯の機会が減っているため、学校給食では米飯の回数を増やす。

【回答：健康教育課】

献立作成においては、栄養バランスやバラエティに富んだ献立の提供を大切にしています。そのため、米飯の提供回数は現状のままとし、献立のバリエーションを保ちつつ、より多くの児童生徒に米飯の魅力を感じてもらえるよう工夫していきます。

2) 有機米の導入を増やす。

【回答：健康教育課】

「つくば市の学校給食における地産地消ガイドライン(2024-2028)」では、令和7年(2025年)4月から稼働した炊飯設備を備える「桜学校給食センター」における「つくば市で生産・収穫された有機米を使用した献立の回数」を目標値に設定しています。

ガイドラインの期間に合わせて令和7年度は3回、令和8年度は5回、令和9年度は7回、令和10年度は10回使用することにより有機米を学校給食に広げていきます。

3) 各給食センターでも地元野菜の下処理を行い、保管庫の導入を検討する。

【回答：健康教育課】

地元野菜の下処理を各センター内で行うには、新たな専用スペースの確保や設備の設置が必要となりますが、現状の施設規模や敷地面積を考慮すると難しい状況です。

また、保管庫の導入についても、現有の施設では十分な保管スペースの確保が困難です。衛生面や温度管理の観点からも慎重な対応が求められることから、現状の設備の制約を考慮すると、センターごとに保管庫を導入し、地元野菜を効率的かつ安全に運用することは厳しいと判断しています。

なお、地元野菜の更なる活用については、貯蔵庫や加工施設を備える「(仮称)つくば市荃崎給食レストラン」の新たな建設を予定しており、学校給食における地産地消の促進につなげていきます。

4) 学校給食の地産地消の推進や有機米の導入、給食レストランについて検討するため、学校給食センター運営審議会について見直す。

【回答：健康教育課】

学校給食における地産地消の推進や有機米の導入、給食レストランの検討に関しては、これまで「学校給食の在り方懇談会」や「地産地消推進会議」、「つくば市立学校給食センター運営審議会」など、様々な場で慎重に議論を進めてきました。これらの会議には、内部関係者だけでなく外部の有識者の方々にも参加いただいております。幅広い御意見を伺い、内容を検討しています。特に、「つくば市立学校給食センター運営審議会」については、「つくば市立学校給食センター条例」に基づき、給食センターの運営に関する重要な事項について審議しており、委員は学校長をはじめ学校医や外部有識者、PTA 役員等で構成されています。

審議会の委員については、PTA 役員に限定せず、学校給食センターの運営や取組の方向性について意見をいただけるよう、今後は市民に広く公募することも検討しています。

6. 子どもの権利について

1990年に日本が批准した子どもの権利条約やこども基本法においては、子どもの権利を尊重するために、子どもを支援することが大人の役割であることが明記された。子どもの権利はつくば市教育大綱の根底にもあると考えられ、つくば市教育大綱を保護者や学校現場に浸透させ、実践していくことが重要である。

1) 子どもの権利やつくば市教育大綱についての講演会やワークショップを実施し、より多くの市民に浸透させる。

【回答：こども政策課、こども未来センター、教育総務課】

市では、すべての子供たちが社会に支えられ、安心して生活できるよう、支援者の育成・確保を目的とした研修及び意見交換会の開催や、地域で子供たちを支援する環境を広めるための講演会を開催しています。また、11月20日の「世界こどもの日」に合わせ、令和7年度は庁舎のライトアップを行いました。

今後も、講演会等を通じて、子供の権利について市民への周知を行うとともに、子供や若者だけでなく、子供・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人に対し、子供の権利に関する周知・啓発を行ってまいります。

教育大綱については、毎年新1年生の保護者に配布を行っています。講演会やワークショップ等については、実現可能性について検討してまいります。

2) 子どもの意見を聞く場を随所で設定し、各種計画や施策、学校現場に反映させる。

【回答：こども政策課、教育総務課】

子供・若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる市職員等に対し、子供が自由に意見表明しやすい環境整備と機運醸成に向けた周知・啓発を行うとともに、学校現場に子供の意見を反映させることについては、学校に過度な負担を強いることの無いよう、状況を見ながら実現する方策を検討していきます。

3)つくば市子どもの権利条例の制定を目指す。

【回答：こども政策課、こども未来センター】

市では、「こども未来プラン」において、子供の最善の利益を第一に、すべての子供が生まれ育った環境によらず健全に育っていけるよう支援の充実に取り組んでいます。また、「第3期子ども・子育て支援プラン」においては、すべての子供が自ら意見を安心して表明できるよう「子どもの意見の尊重及び権利を守る」ことを目標として掲げ、子供の意見表明の確保や子供の権利の保障に向け取り組んでいます。

現時点では新たに条例を制定する予定はありませんが、今後の取組の進捗や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて検討していきます。

人権を守るためのとりくみ

1.人権を守ることに関して、よりいっそうの取組みをすすめる

人権に係る課題解決は、依然、関係各課がそれぞれの取組みをすすめている状況であるが、各部署横断的に人権を守ることに関する市としての施策をすすめるため、方針や計画を明確に持つ。

【回答：市民協働課】

人権課題には、男性と女性間の不平等、DV、いじめ、虐待、不登校児童、高齢者や認知症、障害者、部落差別、外国人、感染症、犯罪被害者や受刑者とその家族、性的マイノリティ、ホームレスなど様々なものがあり、それぞれの課題ごとに相談できる窓口や体制を各部に整え、対応しています。

人権を守ることに関する市としての方針や計画については、庁内各部署と連携しながら、引き続き検討していきます。

2.「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する

「つくば市配偶者暴力相談支援センター」は、被害者証明が発行出来るなどDV被害へ素早い対応が出来るので、設置を進める。設置の際は、専門職である女性相談支援員を配置し、広く市民へ相談支援を行っていることを周知する。

【回答：ダイバーシティ推進室】

令和8年度からの配偶者暴力相談支援センター設置に向けて、今年度から女性相談支援員を任用し、相談体制の強化を図っています。また、相談支援体制に関する周知を図っていきます。

3. 同性カップル、事実婚カップルの暮らしやすさを支援する

1) 「つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を新設する。

茨城県において同性パートナーシップ制度が実施されており、つくば市民も利用出来るが、同性カップルが家族として子育て、看病、介護等しながら暮らしていくうえでの必要から、更に一步進んで、つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を新設する。事実婚カップルも利用出来るようにする。

【回答：ダイバーシティ推進室】

現在、パートナーシップ制度を利用する二者の子や親も含めたファミリーシップ制度の導入に向けて他自治体の事例調査等を進めています。パートナーシップ制度の範囲は自治体によってばらつきがあるので、事実婚カップルを対象範囲に含めるかどうかも含めて、市として望ましい制度の在り方を検討します。

2) 住民票表記において、同性カップルも事実婚カップルと同様な取り扱いが出来るようにする。

【回答：市民窓口課】

住民票の続柄記載につきましては、「今後、同性カップルが準婚と同様に各種社会保障制度の面で法律上の夫婦と同じ取扱いを受けられるよう変更された場合に、制度運営の実態に即して公証すべき続柄の記載の在り方を検討する」という国の動向を注視しつつ、市として独自にどのようなことができるか検討していきます。

4. LGBTQ を含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるように

する

1) 市の全ての職員・教職員が LGBTQ 研修を受講したことを評価する。今後も職員・教職員が新人研修などで継続して LGBTQ に関する研修を受講できるように取り組む。

また正職員以外の会計年度任用職員等も研修を受講できるようにする。

【回答：人事課、学び推進課】

市職員については、今年度までの未受講者が一定数いることから、次年度もこれまでと同様の形で研修を実施する予定です。それ以降については、新規採用職員を対象に、意識啓発資料やディスカッションを取り入れた形で研修を継続していきます。

また、会計年度任用職員については、勤務形態が多種多様であるため、集合研修を実施することは現実的ではないと考えています。サービスや接遇の研修と同様に、庁内ネットワークシステムなどで研修資料を閲覧できる環境を整え、各職員の勤務時間内での受講を促していきます。

教職員については、引き続き新任教職員及び各学校における人権担当者を対象として研修を行い、その上で、人権担当者が各校での校内研修を実施します。なお、既に職種別研修(校内フリースクール支援員及び補助員)において、人権課題に関する内容を含めており、今後も継続して実施します。

2)「LGBTQに関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、全庁的に意見を聞く場を設ける等して、部署横断的に取り組む。

【回答：ダイバーシティ推進室】

「LGBTQに関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、全庁的なアンケートを実施し、その結果を掲載内容に反映させています。

3)教職員については、研修とともに、今後は専門家の助言を受けながら授業案を作成するなど学校の授業の中で取り扱うことを視野に入れた取り組みを進める。

【回答：学び推進課】

研修において、各校の授業案や指導案について共有、意見交換する機会を設け、講師から指導助言を受けることにより、更に児童生徒の理解が図られるよう取り組んでいきます。

5. 生活困窮者への支援

1)市では生活困窮の相談に際し、「緊急小口資金貸付事業」を社会福祉協議会の独自事業として行っており、運用決定までは最短でも数日かかる状況である。しかし、即日の貸し付けが必要な場合がある。

古河市では<古河市緊急援護資金貸付事業>を市の生活保護担当課の事業として行い、貸付金償還には生活保護受給後にそこから充当するとして、即日の貸し付けが可能である。

つくば市においても社会福祉協議会の独自事業ではなく、生活保護給付と連動した、即日対応が可能な緊急小口資金貸付制度の検討を行う。

【回答：社会福祉課】

つくば市社会福祉協議会が独自事業として実施している「小口資金貸付事業」は、当面の生活困窮状況を解消し自立につなげることを目的に、30,000円を上限として少額貸付を行っているものです。相談の際は、困窮に至った要因や返済能力等を聴取し、迅速に審査・決定を行うとともに、緊急性の高い生活困窮者に対しては、食糧支援を行っています。即日貸付については、今後、古河市等も含め先進事例の調査・研究を行っていきます。

2)生活困窮者には軽度の知的・発達・精神障害の人たち(ボーダー層)も多く、支援が長期間にわたるケースも少なくなく、中でも家計管理支援は重要である。

市として社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援制度(生活・自立サポートセンター)の「家計改善支援事業」があるが、当事者にとって必要書類等を持参し大穂の相談窓口まで継続して出向くことに困難がある。同じ生活困窮者自立支援制度の「生活住居確保給付金事業」と同様に家庭訪問も出来るようにし、継続的な家計管理支援を行える体制を整える。

【回答：社会福祉課】

家計改善支援事業は市役所本庁舎2階の生活・自立サポートセンターで相談を受け付け、生活困窮者のうち、家計管理に課題のある方に対して支援を行っています。生活困窮者自立支援制度では、必要に応じてアウトリーチによる支援も可能です。生活困窮者の置かれている状況や本人の希望に応じて、適切な方法を組み合わせた継続的な支援を行っていきます。

東海第二原発の避難受入自治体として再稼働問題への取り組み

東海第二原発は営業運転から47年が経過し、設計自体が古く、老朽化や耐震性能の低さ、地盤の軟弱さから生じた防潮堤工事の不良、中央制御盤の火災などのトラブルが多発している。火災事故の再発防止策を何度まとめても、また火災事故が繰り返され、電力事業者として原発の発電事業を行う技術的能力があるのか、疑わしい状況である。

1)防潮堤工事の不良をどのように修正して、開口上部構造体の重量や津波の水圧に耐えられる構造を確保するのか、日本原電と原子力規制委員会、茨城県に説明を求め、回答を市民に公表する。

2)度重なる火災事故の原因と再発防止が可能なのかについて、日本原電と原子力規制委員会、茨城県に説明を求め、回答を市民に公表する。

【回答：環境保全課】

原発に関する国・県への要望については、東海第二原子力発電所周辺6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会の動向を注視し、検討していきます。

しかし、日本原電は東海第二原発の再稼働に向けて準備中で、当初2024年9月に安全対策工事が終了する予定であったが、防潮堤工事の不良などにより工事期間が延長され、2026年12月終了と言われている。

このような状況の中、茨城県は原子力災害広域避難計画を策定し、つくば市は水戸市の避難を受け入れる自治体の一つと位置付けられている。水戸市と協定を結んでいるが、つくば市の避難所における受入人数や、避難所運営に関する詳細は公表されていない。

3) 水戸市との協定の内容、つくば市内のどの避難所に何人受け入れる計画か、避難所の運営はどのように行うのかなど詳細を公表する。

また、この計画では、県庁をつくば市に移転すると記載されているほか、各医療機関や介護施設、障害者施設も避難を受け入れる協定を結んでいると思われる。

4) つくば市内の医療機関や福祉施設に原子力災害時の避難を受け入れる協定が結ばれている場合、その協定内容と避難予定人数、病院や施設の定員・ベッド数を超える人数をどのように受け入れるのかを調査し、公表する。

さらに、避難所が不足しているため、国の研究所や民間企業にも避難所として場所を提供するよう要請されているが、どの機関がどれくらいの避難者を受け入れることになっているのかは、公表されていない。

5) 市内の研究所や民間企業で原子力災害時の避難所として受け入れを表明しているところと人数、受け入れ方法などを調査し、公表する。

東海第二原発の再稼働に向けた動きが粛々と進められている中、原子力災害広域避難計画の実効性の有無は、再稼働の是非の判断に大きく影響すると思われる。

6) 3) 4) 5) の避難者が一気につくば市内に避難してきて、1か月避難生活を送る場合、どのような問題が発生すると考えられるか。(例えば、学校等の避難所が本来の役割を果たせなくなる、避難は自家用車を前提としているので、駐車場の不足や渋滞が発生すると思われる。) 避難してきた人々とつくば市民双方の安全な生活は担保できるのかに関して、市の見解を公表する。

原子力災害の広域避難が行われる場合に具体的にどのようなことが起きるのかを直視するならば、広域避難計画は実行不可能と思われる。そこで、この点について市の見解を明らかにし、広域避難計画を策定した茨城県、原子力災害時に広域避難の実施を判断する内閣府、東海第二原発を再稼働させようとしている日本原電、原発再稼働の許可を出す原子力規制委員会に対し、避難受け入れ自治体としてのつくば市の見解を伝え、県内の他自治体とともに、再稼働を踏みとどまり脱原発のエネルギー政策に舵を切ることを求める。

7) 東海第二原発で原子力災害が発生した場合、この広域避難計画によってつくば市が受ける影響を明らかにし、避難受入自治体にとって、この計画が実行可能かどうかを検証し、実行不可能であるならば、原発を再稼働させないよう関係各所に働きかける。

3)～7) 【回答：危機管理課】

原子力災害広域避難計画については、茨城県が、一人当たりの避難所面積の変更に伴って不足する広域避難先の確保に取り組んでいると伺っています。不足数が確保されるまで、市内の具体的な避難所、水戸市からの受入れ人数等が明確にならないため、引き続き県の取組状況を注視していきます。

また、水戸市とは、広域避難に関する協定を具体化する協議の場が必要ですが、県の調整に基づく具体的な受入れ人数等が示されていないため、平成31年(2019年)3月以降、協議を進められていない状況です。市内での受入れ人数が明確になり次第、協議を再開し、避難所の運営方法や避難生活が長期化した場合の影響等について検討していきます。